

「週休２日確保工事実施要領」の廃止について

令和８年１０月１日以降に公告及び指名通知する工事から適用
(港湾・空港工事を除く)

青森県県土整備部では、建設業における週休２日の定着を図るため、「週休２日確保工事実施要領」に基づき、発注方法の指定、経費補正、実績確認等を行ってきました。

今般、週休２日の取組状況及び国の制度見直しを踏まえ、同要領を廃止します。

なお、要領の廃止は週休２日そのものを廃止するものではなく、引き続き週休２日を考慮した工期設定等を行います。

１．週休２日確保工事実施要領の廃止の理由

- ・週休２日の取組が建設現場に広く浸透したこと。
- ・国土交通省の直轄工事（港湾空港関係を除く）において、令和８年度から週休２日工事の試行を終了し休日を取り方を含む多様な働き方を支援する運用へ見直されたこと。
- ・地域、工種及び現場条件等に応じて、受発注者間で工程や休日の確保方法を柔軟に調整できるようにすること。

２．廃止に伴う主な変更

項目	これまで	廃止後
発注方法	発注者指定型又は受注者希望型として発注。	発注者指定型、受注者希望型のいずれにも指定しない。
工事費	達成状況に応じて、労務費、共通仮設費率、現場管理費率等を補正。	週休２日の達成状況に応じた経費補正を行わない。
実績確認	現場閉所日等を確認し、達成率を判定。	週休２日の達成状況は確認しない。
工事成績評定	休日の確保及び工程管理を評価し、完全週休２日は創意工夫で加点。	週休２日の取組状況は評価しない。
実施証明書	要件を満たした工事に「週休２日実施証明書」を発行	令和８年１０月１日以降に公告又は指名通知する工事には発行しない。
総合評価での加点	「週休２日実施証明書あり」を評価し、１．０点加点	令和９年１月１日以降に公告する工事から、評価項目としない予定。

３．廃止後の取扱い

- ・令和８年９月３０日までに公告又は指名通知した工事については、従前の要領を適用します。

【留意事項】

- ・本要領を廃止しても、週休２日そのものを廃止するものではありません。
- ・当初発注時の工期は、引き続き週休２日の確保を考慮して設定します。
- ・工期延長について協議する場合も、週休２日の確保を前提として協議します。